

甲府市小学校給食用物資 納入業者登録申請手引き



甲府市教育委員会
学事課 保健給食係

目次

1	甲府市小学校給食の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	甲府市小学校給食用物資納入業者登録制度について・・・・・・・・	3
3	登録の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	登録の申請・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	登録する期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	登録の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	登録の変更・休止・廃止・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	登録の停止・取消・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10	学校給食用物資の発注と納品について・・・・・・・・	5
11	請求と支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	6
12	お問い合わせ先及び書類提出先・・・・・・・・	6
別添 申請書等記入例		

1 甲府市小学校給食の概要

本市では、小学校に在籍する児童の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、全ての市立小学校25校で自校調理方式により給食を実施しています。（一部で親子方式を採用）

小学校給食は、統一献立となっており、全25校をAブロック（12校）、Bブロック（13校）の2ブロックに分け、一ヶ月の献立が両ブロックで重ならないよう、日をずらして実施しています。

令和5年度の年間食数は1,571,373食（給食日数：197日）でした。

2 甲府市小学校給食用物資納入業者登録制度について

本市では、学校給食費について、令和4年4月から市の予算に計上し、市が管理する「公会計」制度へと移行しました。このことに伴い、これまで学校給食用物資の調達業務を担っていた「一般財団法人甲府市学校給食会」が令和4年11月30日をもって解散したことから、市の契約規則等に基づく契約行為が必要となります。学校給食用物資の調達に際して、良質な給食用物資が安定的に供給されるよう市が事業者を選定する、「甲府市学校給食用物資納入業者登録制度」を設けました。なお、学校給食用物資を納入する事業者はこの制度に基づいて、登録が必要となります。

3 登録の基準

甲府市立小学校の給食用物資納入業者として登録ができる業者（個人を含む）は、次のいずれの基準も満たす者となります。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、HACCPに沿った衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 教育委員会が学校給食実施に求める品質を満たすとともに、必要な量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定場所へ納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 衛生検査等に係る報告を求められた場合、遅滞なく提出できること。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

4 登録の申請

登録の申請資格

甲府市立小学校の給食用物資納入業者として登録を受けようとする者は、甲府市入札参加資格を有する者で、次のいずれにも該当しない者に限ります。

- (1) 納期限の到来した法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (2) 納期限の到来した市税を完納していない者
- (3) 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
- (5) 甲府市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

申請書類

学校給食用物資の納入業者として登録を受けようとするときは、「甲府市小学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第 1 号)」に次に掲げる書類を添付の上、甲府市教育委員会に提出してください。

なお、申請者のうち甲府市物品等入札参加資格者名簿に登録している者は、(1) から (4) までの書類について写しによる提出も可能とすることができます。

- (1) 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）
- (2) 印鑑証明書（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
- (3) 法人市町村民税（法人の場合）又は市町村民税並びに固定資産税（個人の場合）に係る納税証明書：法人市町村民税又は市町村民税並びに固定資産税について、申請日時点で納期到来分までの納税が確認できるもの（非課税の場合は、その旨を証明する書類）
- (4) 甲府市財務規則(昭和 39 年 4 月規則第 10 号)第 65 条第 1 項に基づく銀行預金口座振込依頼書(第 43 号様式)
- (5) 誓約書（様式第 3 号）
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく許可を要する事業所については、食品営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票又はこれに準ずるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

5 申請期間

令和6年8月1日（木）～令和6年8月15日（木）

- ・ 申請の手続きについては、誤りや記入漏れ等がないよう注意してください。
- ・ 申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります

6 登録期間

令和6年9月1日（日）～令和8年8月31日（月）

7 登録の決定

申請書類の審査後、その適否について申請者のみなさまへ通知いたします。登録が妥当であると認めるときは、甲府市学校給食用物資納入業者登録名簿に登録します。

- ・ 登録された業者は、市が発注する学校給食用物資納入に係る業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありません。
- ・ 一旦登録された場合でも、登録者に学校給食用物資納入業者としてふさわしくない行為があった場合には、納入取扱いの停止や登録抹消などの措置を講じることがあります。

8 登録の変更・休止・廃止

学校給食用物資納入業者として登録された後、登録の内容を変更する場合や、営業を休止・廃止する場合は、速やかに「甲府市小学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第5号）」の提出をお願いいたします。

9 登録の停止・取消

学校給食用物資納入業者として登録された後、登録者が登録基準を満たさない場合や、その他登録者として不適当と認められる場合は、登録を停止し、又は取り消すことがあります。

10 学校給食用物資の発注と納品について

学校給食用物資は、甲府市教育委員会から発注します。納品は、各学校の給食室または指定場所へお願いします。

11 請求と支払いについて

甲府市指定の請求書を、甲府市教育委員会へご提出をお願いいたします。審査後、ご指定の口座へ入金いたします。

12 お問い合わせ先及び書類提出先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

甲府市教育委員会 学事課 保健給食係 (☎ 055-223-7322)

学校給食用物資を納入するためには、事前に登録申請が必要となります。
ご不明な点は、甲府市教育委員会までお問い合わせください。

